

令和9・10年度申請の主な変更点

① 申請可能な自治体が54自治体に増えました（9市町と1埼玉西部消防組合追加）。

新たに、桶川市、草加市、鶴ヶ島市、新座市、八潮市、和光市、越生町、滑川町、松伏町、埼玉西部消防組合が追加となりました。申請自治体を御確認ください。

② 様式が変更となっています。新様式を御利用ください。

必ず御提出いただく「様式1」確認書は様式も変更しています。

③ 自治体別書類・納税証明書の取扱いが一部変更となりました。

申請自治体ごとに異なりますので、必ず「11 自治体別提出書類一覧表」で確認してください。

④ 履歴事項証明書の提出が不要になりました。

※ただし、一部自治体（小鹿野町、長瀬町）では提出が必要となります。詳細については、各自治体にお問い合わせください。